

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年9月22日	不動産番号	2100000196541
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	福井市四十谷町20字広小路				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3 番	山林	6 3 4		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年9月22日	
余白	余白	6 1 1 3		③4番、5番、6番1ないし6番3、7番3を合筆 〔平成24年11月16日〕	
余白	余白	7 5 3 3		③錯誤 〔平成24年11月16日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和47年1月11日 第463号	原因 昭和46年12月23日買収 所有者 福 井 県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年9月22日
2	合併による所有権登記	平成24年10月24日 第30169号	所有者 福 井 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月23日
福井地方法務局

登記官

高 見 磨 伯



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年9月22日	不動産番号	2100000196556
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	福井市四十谷町21字炭焼				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1番4	山林	440		1番2から分筆 〔昭和50年9月5日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年9月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和50年10月13日 第33298号	原因 昭和50年8月8日買収 所有者 福 井 県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年9月22日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月23日
福井地方法務局

登記官

高 見 磨 伯



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年9月22日	不動産番号	2100000196564
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	福井市四十谷町21字炭焼				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3番4	山林	1451		3番1から分筆 〔昭和50年9月5日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年9月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和50年10月13日 第33299号	原因 昭和50年8月8日買収 所有者 福 井 県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年9月22日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月23日
福井地方法務局

登記官

高 見 磨 伯

